

## 不利益処分の処分基準

|                              |  |   |
|------------------------------|--|---|
| 処 分 の 内 容                    | 許可の取消し   |   |
| 所 管 部 課 係 名                  | まちづくり未来部建築審査課建築審査係   |   |
| 根 拠 法 令 及 び 条 項              | <p>新座市屋外広告物条例第9条</p> <p>市長は、この条例の規定による許可を受けた者（以下「設置者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第6条第5項（第7条第2項及び前条第2項において準用する場合を含む。）に規定する許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 第7条第1項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき。</p> |   |
| 処<br><br>分<br><br>基<br><br>準 | 関 係 条 項  | <p>新座市屋外広告物条例</p> <p>第6条 禁止地域等以外の地域又は場所において、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条各号に掲げる物件に対する広告物の表示又は掲出物件の設置を除く。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項の許可に係る申請の内容が前項第1号に掲げる要件を備えていない場合においても、特にやむを得ない理由があると認めるときは、新座市景観審議会（新座市景観条例（平成22年新座市条例第16号）第15条に基づき設置する新座市景観審議会をいう。以下「審議会」という。）の議を経て、許可をすることができる。</p> <p>4 市長は、第1項の許可をするときは、当該許可の期間（以下「許可期間」という。）を定めるものとする。この場合において、許可期間は3年を超えることができない。</p> <p>5 市長は、第1項の許可をするときは、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付けることができる。</p> <p>第7条 前条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前条第3項及び第5項の規定は、前項の許可について準用する。</p> <p>第8条 略</p> <p>2 第6条第3項から第5項までの規定は前項の許可について、前条の規定は同項の許可を受けた広告物又は掲出物件に係る変更又は改造について準用する。</p> |

|                              |   |
|------------------------------|---|
| <p>基 準<br/>(未設定の場合はその理由)</p> | <p>新座市屋外広告物条例第9条<br/>市長は、この条例の規定による許可を受けた者（以下「設置者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第6条第5項（第7条第2項及び前条第2項において準用する場合を含む。）に規定する許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 第7条第1項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき。</p> |
| <p>参 考 事 項</p>               |   |
| <p>設定等年月日</p>                | <p>平成22年10月1日設定（ 年 月 日最終変更）</p>   |